

## 福岡県工場適地調査補助金交付要綱

### (通則)

第1条 福岡県工場適地調査補助金（以下、「補助金」という。）については、予算の範囲内で交付するものとし、その交付については、福岡県補助金等交付規則（昭和33年福岡県規則第5号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (目的)

第2条 この補助金は、市町村（ただし、政令市を除く。以下、同じ。）に対して交付し、企業誘致の受け皿となる優良な工場適地を確保することにより企業誘致を促進し、もって産業構造の高度化、雇用機会の拡大及び経済の活性化等地域振興に寄与することを目的とする。

### (補助対象経費、補助率等)

第3条 この補助金の交付の対象は、市町村が行う工場適地選定のための調査事業（以下、「補助事業」という。）を実施するために必要な経費のうち、調査に係る委託経費（以下、「補助対象経費」という。）とする。

2 補助金の額は補助対象経費の2分の1以内とし、1件につき5,000千円を上限とする。（千円未満の端数は切り捨てる。）

### (補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする市町村長は、必要な書類を添えた交付申請書（様式第1号）を知事に提出しなければならない。

### (補助金の交付決定)

第5条 知事は、前条の規定による交付申請書の内容を審査し、相当と認めるときは交付すべき補助金の交付の額を決定し、交付決定通知書（様式第2号）により、市町村長に通知するものとする。

### (補助金の交付条件)

第6条 知事は、補助金の交付を決定する場合において、次の各号に掲げる事項につき条件を付するものとする。

- (1) 補助事業に要する経費を変更する場合は、知事の承認を受けなければならない。
- (2) 補助事業の内容を変更する場合は、知事の承認を受けなければならない。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (4) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (5) 市町村長は、補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に従い、善良なる管理者の注意をもって補助事業を行わなければならない。

(申請の取下げ)

第7条 市町村長は、第5条による補助金の交付決定通知書を受けた場合において、交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があり、交付の申請の取り下げをしようとするときは、交付決定通知書を受領した日から15日以内に交付申請取下げ届出書(様式第3号)を知事に提出しなければならない。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定は、なかったものとみなす。

(補助事業の内容変更等)

第8条 市町村長は、交付申請書に記載された補助事業の内容を変更しようとするときは、必要な書類を添えた事業変更承認申請書(様式第4号)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(補助金の概算払)

第9条 市町村長は、補助金の概算払を受けようとするときは、概算払請求書(様式第5号)を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の請求書の提出があった場合において、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の概算払をするものとする。

(補助事業の中止又は廃止)

第10条 市町村長は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、事業中止(廃止)承認申請書(様式第6号)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(補助事業の遅滞等報告)

第11条 市町村長は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに事業遅延等報告書(様式第7号)を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

第12条 市町村長は、補助事業の遂行について知事の要求があったときは、速やかに事業遂行状況報告書(様式第8号)により知事に報告しなければならない。

(実績報告)

第13条 市町村長は、補助事業が完了し、又は廃止承認を受けたときは、補助事業が完了した日又は廃止承認の日から起算して10日を経過した日又は補助金の交付の決定のあった年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、必要な書類を添えた実績報告書(様式第9号)を知事に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第14条 知事は、前条の実績報告書の提出があった場合において、その内容の審査及び当該補助事業の現地調査の結果、適当であると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金交付額確定通知書(様式第10号)により、市町村長に通知するものとする。

(会計帳簿の整備)

第15条 市町村長は、補助事業の遂行及び当該事業に係る収支について、その状況を明らかにする帳簿及び関係書類を整備し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しておかなければならない。

(交付決定の取消等)

第16条 知事は、市町村長が次の各号に該当すると認めたときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消しすることができる。

- (1) 補助金を他の目的に使用したとき。
- (2) 補助金の交付に関して付した条件に反したとき。

(補則)

第17条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、平成27年9月11日から施行し、平成27年度から平成29年度までの補助金について適用する。